資料３－２
H18.1.27

「分権社会のビジョン」に関する資料

■シャウプ使節団日本税制報告書（S24.8.27）

第二章　国家財政と地方財政との関係

「　われわれの改革案は二つの事実から出発している。第一は、地方自治ということは、占領軍および日本政府の究極目的の一つとして宣言されている事実である。第二に、現在のところ、地方自治はきわめて未熟な段階にあり、地方団体の財政力を強化し、これとともに、富裕地方と貧困地方間の財政力を更に均等化することなくしては、地方自治の完成を望むことはきわめて困難である、という事実である。　」

付録Ａ　地方団体の財政

「　Ｂ強力なる地方団体の必要

地方団体の事務は特に国民と密接なものがある。これらの行政事務のうちには、教育、病院、疾病の予防、衛生施設、救済、母子厚生、警察、消防、街路、リクリエイション、住宅および不具者の世話といったような重大な行政および施設が含まれている。それらは特に各個人のために機会とよりよき生活条件、より大なる安全保証および不幸の防止を与えようとするものである。日本またはいかなる国でもその将来における進歩と福祉とは、他の如何なる要素にも劣らず、地方団体の有効な行政の量と質とにかかっているのである。

のみならず、地方団体は、民主的生活様式に潜在的な貢献をするものであるから、強化されねばならない。強力な、独立した、実力ある地方行政団体があれば、政治力は、遠隔の地にあり、且つ個人とは無関係の中央政府に集中されるよりもむしろ分散され、国民の身辺におかれるのである。

地方団体は国民を教育し、民主主義の技術の指導者を養成するのに有効な手段を備えている。地方団体の運営方法は国民が容易に監視し、また理解することができる。国民は彼が地方行政から受ける利益とそれに要する費用との間の関係を明確にはかり知ることができる。地方の段階において発達した習慣と態度とは、国の段階において政府の行動に影響をおよぼすに至ると期待してよかろう。

地方自治はまた、ある仕事は個個の地方の独特な必要と問題をよく知っている小さな単位によった方がより効果的に遂行できるというだけの理由で重要である。

もちろん、地方自治に対する反対論はある。時には独立の地方団体が想像力に欠け、無能であり、あるいは腐敗していることもある。時には誤謬を犯すこともある。地方によっては適切な地方行政を維持するにはあまりにも貧困であるかあるいは立遅れていることもある。地方的に処理できる税収には限りがあるので、実際多くの地方は完全に自給自足をするまでに立至ることができないのである。これらの理由の故に、地方自治の概念は極端にまでもって行くべきものではない。

日本においては、地方自治の原則は最近までは実現し得るものとして広く受け容れられるまでには到ってなかった。それ故に、地方自治に関する現実的見解においては妥協が必要であることはこれを認めるとしても、日本における問題は、依然として、国の支配を減じ、地方団体の独立を増すことである。次の段階は、明らかに、地方自治の形式に実質を加えるために、地方団体に適当な独立財源を与えることである。　　」

「　D職務の分掌

1　能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割り当てられるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般財源によってこれを賄うことについて全責任を負うことになるであろう。

2　それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力および財源によって準備の整っているいづれかの段階の行政機関に割り当てられるであろう。

3　地方自治のためにそれぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引受けることになるであろう。　　」

■ヨーロッパ地方自治憲章（S60.6.27 採択）

前文　－抜粋－

「　真の権限をもった地方自治体の存在が、効果的で市民に身近な行政を供給することを確信して、多様なヨーロッパ諸国における地方自治の擁護と強化が、民主主義と分権の原理に基づくヨーロッパの建設に対する重要な貢献であることを意識して、これには、民主的に構成された意思決定機関をもち、権限、権限行使の方法と手段、およびその実現に要する財源に関して広範な自立性を持つ地方自治体の存在が必要であることを強調して、下記のとおり合意した。　」

その他の条文　－抜粋－

「第４条［地方自治の範囲］

1　地方自治体の基本的な権限と責務は、憲法又はこれに準ずるような基本法において規定されなければならない。ただし、法律に違反しない限りにおいて、地方自治体に対し、特定の事項に係る規定を設ける権限及び責務を与えることを妨げるものではない。

2　地方自治体は、法律の範囲内において、自己の権能に属さないとされた事項及び他の地方自治体の権能とされた事項以外の事項については、その処理に関し、完全な裁量権を有するものとする。

3　公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を委ねる場合は、当該責務の範囲及び性質並びに効率性及び経済上の必要性を勘案したうえで、これを行わなければならない。

4　地方自治体に与えられる権限は、原則として完全かつ排他的なものでなければならない。この権限は法律による場合を除き、中央政府又は他の地方政府によって侵され、又は制限されてはならない。

5、6略

第9条［地方自治体の財源］

1　地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。

2　地方自治体の財源は、憲法および法律によって付与された責務に相応するものでなければならない。

3　地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、当該地方自治体が自らその水準を決定することができる地方税及び料金から構成されるものとする。

4　地方自治体に付与される財源の構造は、その責務の遂行に相応して伸張していくことができるよう、十分に多様でかつ弾力的なものでなければならない。

5　財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。

6　地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法につき、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない。

7　地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない。補助金又は交付金の交付は、地方自治体がその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない。

8　投資的経費の財源を借入金によって賄うため、地方自治体は、法律による制限の範囲内において国内の資本市場に参入することができる。　　」

■地方分権の推進に関する決議（H5.6.3 衆議院　H5.6.4 参議院）

「　今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

　このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、２１世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

　したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行すべきである。

　右決議する。　　」

■臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）最終答申（H5.10.27）

「　Ⅳ地方分権の推進

　１抜本的な地方分権の必要性

(1) 臨時行政調査会の発足以来、地方行政は一貫して行政改革の基本的課題の１つとして位置づけられ、既に、累次にわたる答申、意見に基づく諸改革が実行に移されてきている。しかし、今日、我が国をめぐる内外の情勢は急速に変化しつつあり、これまでの中央集権的な行政体制の在り方を根本から問い直し、地方分権の新たな段階を切り拓いていくべき状況に立ち至っている。

(2) すなわち、東京圏への諸機能の一極集中や経済的、文化的な地域格差の拡大が、国土利用の不均衡を生み、社会経済のゆとりある発展を阻害するのみならず、我が国の将来に大きな問題を投げかけている。また、国民の意識、価値観が大きく変わり、経済力に見合った生活の質の向上や個性的で多様性に富んだ国民生活の実現が強く求められている。これらに対応するためには、全国的な統一性や公平性を重視する集権型行政システムから脱却し、地域がそれぞれの個性や主体性を発揮しつつ、その文化、経済の潜在力を十分に活用できるような分権型行政システムに転換する必要がある。首都機能の移転も、このような改革と密接に関連付けて進められなければならない。

　一方、冷戦構造の終結や、地球的規模の新たな課題の顕在化など国際環境が激変する中で、我が国が今後、国際社会においてどのように生きていくか、その国力にふさわしい責任をいかに分担していくかといった問題の重要性が飛躍的に高まってきている。このような状況を踏まえ、国は外交、安全保障を始め国の存立にかかわる課題により重点的に取り組む体制を築く一方、地域の問題は住民の選択と責任の下で地方自治体が主体的に取り組めるようにする必要がある。

(3) このような地方分権の推進と地方自治の確立は今や避けることのできない時代の要請となってきている。先の第１２６回国会においても、衆参両議院で「地方分権の推進に関する決議」が採択されたところである。当審議会としては、２１世紀に向けた抜本的な地方分権の推進方策を明らかにし、その確実な実行を国に求めたい。　　」

■地方分権の推進に関する意見書（地方６団体）（H6.9.26）　―抜粋―

「　国内では、経済成長が所得水準の向上をもたらしたものの、多くの国民は、それを実感できず、真の豊かさを求めようとしている。このため、成長優先の政策から生活重視の政策への転換が行われつつある。生活重視となれば、生活に身近な地方公共団体の果たす役割への期待が高まるのは当然であろう。さらに、中央集権的な行政の結果、首都圏への一極集中、地方における過疎化、地域経済の空洞化などの課題が生じており、このためにも、地方公共団体が、迅速・機敏に、きめ細かに、しかも自立的・総合的に活動し、生活の向上と魅力ある地域づくりに邁進できるような機能と条件を備えてゆくべきである。

今こそ地方公共団体は、地方自治が住民の権利と責任において主体的に形成されるべきという基本的観点に立って、その責務を果たすために、より足腰を強めて「自立する」ことが肝要である。

（中　略）

「地方分権推進要綱」

第１　総則

第２条（地方分権の基本理念）

地方分権は、地域の特性に応じた個性ある地域づくり及び住民福祉のより一層の質的な増進を図るため、住民自治を強化し、地方公共団体の自主性及び自立性を最大限尊重して、真に民主的で公正・透明かつ効率的な行財政システムを構築することを基本理念とする。

第２　地方公共団体と国との関係

第１条（地方公共団体と国の役割の基本的あり方）

地方公共団体及び国は、それぞれの機能と責任を明確に分かちつつ、国は国際社会の中における主権国家としての一貫性を必要とする事務、全国的に統一して処理すべき事務及び生命、安全等の基準の設定に関する事務に専念し、地方公共団体はその他の国内の行政に関する全ての事務を所掌するものとする。　」

■地方分権の推進に関する大綱方針（H6.12.25 閣議決定）

「第１　地方分権の推進に関する基本理念等

１　地方分権の推進に関する基本理念

国と地方公共団体とは国民福祉の増進という共通の目的に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方公共団体が担うべき役割を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。　」

「第２　地方分権の推進に関する基本方針

１　国と地方公共団体との役割分担の在り方

(1) 国は、国家の存立に直接かかわる政策、国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業など国が本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくものとする。

(2) 地方公共団体は、地域の実情に応じた行政を積極的に展開できるよう、地域に関する行政を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくものとする。　」

■地方分権推進法（H7.5.19 公布）

第一条（目的）

「　この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。　」

第二条（地方分権の推進に関する基本理念）

「　地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。　」

第四条（国と地方公共団体との役割分担）

「　地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。　」

■地方分権推進委員会中間報告（H8.3.29）

「第１章

Ⅰ　何故にいまこの時点で地方分権か　―　地方分権推進の背景・理由

・　中央集権型行政システムの制度疲労

・　変動する国際社会への対応

・　東京一極集中の是正

・　個性豊かな地域社会の形成

・　高齢社会・少子化社会への対応　　」

Ⅱ　目指すべき分権型社会の姿　―　地方分権推進の目的・理念と改革の方向

・　自己決定権の拡充－規制緩和と地方分権

・　新たな地方分権型行政システムの骨格

・　地方公共団体の自治責任

・　地方分権型行政システムに期待される効果－分権型社会の姿

「　では、国・都道府県・市町村の関係が上下・主従の関係から対等・協力の関係に変わり、「中央省庁主導の縦割りの画一行政システム」から「住民主導の個性的で総合的な行政システム」に転換したならば、その帰結としてどのような効果を期待できるのか。

第一に、知事・市町村長が、「国の機関」たる立場から解放され、「地域住民の代表」であり「自治体の首長」であるという本来の立場に徹しきることができるようになるので、知事・市町村長はこれまで以上に地域住民の意向に敏感に応答するようになる。地方議会にとっても、その権能が強化され、知事・市町村長に対する監視・牽制・批判機能の重要性が増す。そしてこのことは、地域住民による各種の新しい運動の展開を促し、自治への住民参画を促すことになるはずである。すなわち、民主主義の徹底である。

第二に、それぞれの地方公共団体による行政サービスが、地域住民の多様なニーズに即応する迅速かつ総合的なものになるとともに、地域住民の自主的な選択に基づいた個性的なものになる。このことは、他面では地方公共団体が相互にその意欲と知恵と能力を競い合う状態を創り出すことになり、そのことがまた地方公共団体の自己改善を促す効果をもつはずである。それぞれの地方公共団体が優先して推進する政策にはこれまで以上に大きな差異が生じることとなり得るが、それは究極においては地方住民自らによる選択の帰結なのであって、これを不満とする地域住民は批判の矛先を自らが選出した地方議会と首長に向けなければならない。すなわち、地方自治の本旨の実現である。

第三に、これまで国・都道府県・市町村の間で行われていた報告・協議・申請・許認可・承認等の事務が大幅に簡素化され、この種の「官官折衝」のために浪費されてきた多大の時間・人手・コストを節約し、これを行政サービスの質・量の改善に充てることができる。

すなわち、公金の有効活用の促進であり、国・地方を通ずる行政改革の推進と国民負担増の抑制である。

　要するに、地方分権型行政システムに移行した暁には、まず国・地方を通じて〔行政のスタイル〕が変わり、〔国・都道府県・市町村の関係〕が変わる。これによって〔地方公共団体の姿勢〕も変わり、究極において〔地方公共団体による地域づくりとくらしづくりの方策〕が変わるのである。　　」

「第２章

Ⅰ　国と地方の役割分担の基本的考え方

１　国・地方の役割分担の原則

(1) 国が担うべき事務

①　国際社会における国家としての存立にかかわる事務

②　全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務

③　全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業

（ナショナルミニマムの維持・達成、全国的規模・視点からの根幹的社会資本整備等に係る基本的な事項に限る。）

などを重点的に担うものであることを徹底する。

(2) 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。　」

■中央省庁等改革基本法（H10.6.12）

第４条第３項

「　国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。　　」

■地方自治法（H11.7 地方分権推進一括法で追加）

第１条の２

「　地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。　」

同条２項

「　国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体の間で適切に役割を分担するとともに、

地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。　」

■世界地方自治憲章（H13.6 国連特別総会（未採択））

前文　－抜粋－

「　自由選挙によって選出された地方自治体を通じた地方における強固な民主主義が、専門化された水準と十分な地方における統治と相まって、公共のアカウンタビリティ及び透明性を促進し、また、汚職に対して我々の社会を強固なものにする手段を提供するものであることを確信し、明確な役割及び責務並びに透明で参加型の手続に基づいた適当な資源を与えられた強力な地方自治体の存在が、効率的で市民に身近なサービスを保障し、また、社会的・経済的な発展を促進することを確信し、以下のように合意した。　」

その他の条文　－抜粋－

「第４条［地方自治の範囲］

1　地方自治体は、法律により自らの権限から除外されている事項または他の行政主体に付与されている事項を除いて、地方行政に係る事項について自らの発意に基づいて行動する自由を有する。

3　行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである、ということを意味する補完及び近接の原理に基づき、地方自治体の責務の中央政府等他の行政主体への移転は、技術的・経済的な効率性の要請に基づくものであり、また、市民の利益により正当化されるものでなければならない。

4　権能及び責務は、通常、完全・排他的な形で地方自治体に与えられ、他のレベルの行政主体と権能を共有することは避けるべきである。それらは、侵されてはならず、法による規制及び指針以外によっては、中央政府等他の行政主体によって制限されてはならない。

第９条［地方自治の財源］

1　地方自治体は、自らの業務と責務を実行するため、様々な財源を有しなければならない。地方自治体は、自らの権能の枠組みの中で使用する、自らの、又は自らに移転される適当な財源についての権能を有しなければならない。

2　地方自治体の財源は、業務と責務に対応したものであり、また、財政の持続性と信頼を保障するものでなければならない。国によるすべての業務・責務の移転は、対応する適当な財源を伴うものでなければならない。

3　地方自治体の財源のかなりの割合は、地方税、手数料又は負担金の枠組み（税率階層）又は立法による調整にかかわらず、提供するサービスの費用を賄うため、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は負担金によるものでなければならない。

4　地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当を保証されている税は、業務と需要に対応したものであり、かつ、地方自治体の担う責任に見合っていけるよう、十分に一般性、伸張性、柔軟性を備えたものでなければならない。

5　脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的（国と地方自治体間）、水平的（地方自治体間）又はその両方であるとを問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。

6　垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。

7　できる限り、地方自治体への財政配分は地方自治体の優先事項を尊重し、また、特定の事業を指定することのないようにしなければならない。交付金の支給は、自らの司法権の範囲内で政治的行動の自由を行使する地方自治体の基本的な自由を妨げるものであってはならない。

8　設備投資のための借入のため、地方自治体は国内及び国際資本市場を利用できなければならない。　　」

■地方分権推進委員会最終報告（H13.6.14）

「　第４章　分権改革の更なる飛躍を展望して

Ⅰ　地方財政秩序の再構築

まず第１に、地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築することである。

分権型社会にふさわしい新しい地方財政秩序を再構築していくためには、今回の委員会の提言に示されている基本的な方向、すなわち、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで推し広げて地方公共団体の財政運営の自由度を高めるとともに、地域住民から見てもその受益と負担の関係が分かりやすい税財政構造に改めることをもって、改革の大方針としなければならない。

このためには、現行の国税と地方税の税源配分を改め、地方公共団体の自主財源である地方税収入を充実し、その反面で国からの財政移転に依存した依存財源の規模をできるだけ縮減していかなければならない。その際、依存財源のなかでも、使途の特定された財源であるところの国庫補助負担金の縮減を優先し、ついで使途の特定されていない一般財源であるところの地方交付税の縮減を図る方途を探っていく必要がある。

Ⅱ　地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第２に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

Ⅲ　地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討

第３に、平成 17 年３月までの時限法である市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号）に基づいて進められている市町村合併の帰趨を慎重に見極めながら、道州制論、連邦制論、廃県置藩論など、現行の都道府県と市区町村の２層の地方公共団体からなる現行制度を改める観点から、各観点から各方面においてなされている新たな地方自治制度に関する様々な提言の当否について、改めて検討を深めることである。

Ⅳ　事務事業の移譲

第４に、ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進することである。

Ⅴ　制度規制の緩和と住民自治の拡充方策

第５に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。

Ⅵ　「地方自治の本旨」の具体化

最後に、憲法第８章第 92 条の「地方自治の本旨」の内容を具体化し、分権型社会の制度保障を確固たるものにする方策を構想することである。

憲法に第８章地方自治が新設されたことはまことに画期的なことであった。しかし、その限界面にも目を向けなければならない。何よりもまず、この第８章には第 92 条ないし第 95 条のわずか４か条しか設けられておらず、先のヨーロッパ地方自治憲章や世界地方自治宣言に定められている地方自治の諸原理に照らせば、そのごく一部しか定められていない。一例を挙げれば、この第８章には地方公共団体の税財政制度を規律する基本原則を定めた条項は皆無である。　　」

■地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見

（H16.5.12　地方分権改革推進会議）

はじめに

「　地方分権改革が目指しているのは、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自立性を高めることである。これにより、地方公共団体は、地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な判断に基づいて住民に身近な行政を効率的に処理することが可能になり、その一方で、国は、国家としての存立に関わる事務や全国的な規模・視点で行われることが不可欠な施策・事業の実施など国が本来果たすべき役割を重点的に担うことが可能になり、それらが国全体としての活力を生み出すこととなる。

これが、これからの我が国が目指す「国のかたち」であり、小泉内閣総理大臣によって示された「地方にできることは地方に」、「民間にできることは民間に」という行政の構造改革に取り組む姿勢の基本と位置づけることができる。（中　略）

しかし、我が国は総人口が 2006 年をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の一層の進展が見込まれているなど社会構造の転換期に直面しており、こうした状況に対応して、国と地方を通じた厳しい財政事情の下で、地方が自主性・自立性を向上させ、住民のニーズに応じて自主的、自律的かつ効率的で持続可能な行財政システムを構築するためには、一層の地方分権改革の推進が必要である。（中　略）

地方の自由度の拡大は団体自治の拡充といえるが、その次の段階としては、地方が自己規律の下に拡充された自己決定権の範囲内で、住民の参加により、自主・自律的に政策を作り、自らの行財政運営を行っていく住民自治の実現が重要となる。

各地方公共団体が、地域の特性に応じて、また、住民の選択によって、個性ある行財政運営の「多様」な形態を、「柔軟」に「選択」できる状態こそ、当会議が主張している「ローカル・オプティマム」の考え方になじむ状態である。

こうした自己決定に基づいた行財政運営には、当然自己責任が伴うものであり、持続可能なシステムを形成してこそ、将来にわたって、自主・自律的でかつ自立的な行財政運営が可能になる。それには、受益と負担の関係が明確になるように、情報公開・情報提供や説明責任の徹底によって透明性を向上させるとともに、納税者の視点に立った住民参加の下に、効率的行財政運営に向けた不断の改革を推進していくことができる状態にすることが必要である。　　」

■「日本２１世紀ビジョン」専門調査会報告書（H17.4）

（同専門調査会は、経済財政諮問会議が H16.9 に設立）

第１部　直視すべき危機、避けるべきシナリオ

２　避けるべきシナリオ（２）官が民間経済活動の重し・足かせとなる

「　過去の貧しい時代につくられ、専ら画一と均質を重視した政策や制度が見直されなければ、多様化・複雑化の進む国民生活のニーズが放置されたり、地域の自主的な取り組みが阻害され停滞を招くことになる。このように画一的な平等主義が続けば、不必要な分野に人手や資金が投入され続け、ミスマッチ（無駄）が拡大する。　」

第２部　2030 年の目指すべき将来像と経済の姿

１　目指すべき将来像（３）豊かな公・小さな官

「　①　小さくて効率的な政府

政府は政府でなければできないことに徹する。その財政はスリムとなり、次世代に負担を先送りしない。

②　政府が担う「公」の拡大

企業、ＮＰＯ、社会的起業家など幅広い非政府主体が、「公」を担い社会のニーズに対応する。

・　民間組織を初め多元的に政策論争が行われる。

ＮＰＯが運営の透明性や安定性を確保し社会の信頼を得ることで、経済社会活動に占める割合が高まる。

③　自立的な分権社会

地域住民が自らできないことを基礎自治体が引き受け、基礎自治体ができないことを広域自治体が担い、広域自治体ができないことを国が行う。

住民が地域のあり方を決め、地域の主体性により生活水準の向上を目指す地域間競争が繰り広げられる。　」

２　３つの戦略と具体的行動（３）採るべき具体的行動

「　③　豊かな公・小さな官の実現のために

ウ　地域主権を確立する

地方分権を徹底し、地域住民が自らの判断で地域における最適な行政を選択できるようにする。

・　国の補助事業の範囲を大幅に縮小し、地方公共団体が自らの判断と責任において必要とされる事業を実施できるようにする。

国と地方の関係を見直し道州制を実現する。

・　基礎自治体は人口３０万人規模の地域を前提とする。担うべき行政機能は、自治体の人口規模や選択に基づいて定めることができるようにする。自治体の権限に応じて税財政制度面の自立性を高める。　」

■平成１８年度予算の編成等に関する建議（H17.11.21 財政制度等審議会）

２．国と地方

「　政府においては、「地方にできることは地方に」との方針の下、18 年度までに、４兆円程度の補助金改革、３兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの三位一体の改革を実現することとしている。このような国と地方の行財政のあり方の改革は、「小さくて効率的な政府の実現」につながるものでなければならない。また、真の分権型行政システムの確立のためには、それぞれの地方公共団体において、受益と負担の関係を明確化しつつ、自己責任と自助努力を基本として住民自治により行政サービスの提供水準が決定される行政運営が確保される必要がある。

このため、国・地方を通じて行政の徹底したスリム化を進めつつ、国の地方に対する過剰な行政関与や奨励的な補助金等による行政水準の誘導など、地方の自主的な運営意欲を阻害する恐れのある措置については、縮減を図り、地方の裁量・自由度と責任を拡大する方向で見直すべきである。同時に、これまでの建議でも指摘してきたとおり、国に体する財政的依存によるモラルハザードの弊害を招いている地方交付税についても、従来の国が地方の収支尻の面倒をみるといういわゆる「財源保障型」の制度を抜本的に見直し、簡素で透明な算定方式による地方公共団体間の財政調整に限定し、それぞれの団体の自己責任と自助努力を基本とするいわゆる「自立支援型」の制度に切り替えていく必要がある。　」

■平成１８年度の地方財政についての意見（H17.12.12 地方財政審議会）

第一　地方財政の主要な課題

１　地方税財政制度改革

（１）　地方税財政制度改革の一層の推進

「　現在、政府において取組を進めている平成１８年度までの三位一体の改革については、去る１１月３０日に、３兆円の税源移譲及び税源移譲につながる国庫補助負担金改革を中心とした政府・与党合意が決定された。平成１８年度税制改正において３兆円の税源移譲を実現するとともに、同年度においても地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するなど、三位一体の改革を確実に実現するべきである。

今後においても、今回の改革にかえりみ、地方分権改革を進め、地方の自主性・自立性を高める観点から国庫補助負担金制度を見直すとともに、地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるよう地方税中心の歳入体系を構築することを目指して、さらなる地方税財政制度の改革に取り組む必要がある。

また、さらなる改革の推進に当たっては、引き続き国と地方の協議の場を設けて地方公共団体との意思疎通を十分に図り、国と地方との信頼関係を保持しつつ取組を進めるべきである。　」